

令和５年度 第１回多治見市バリアフリー推進協議会 議事要旨

日 時：令和６年３月２８日（木） １４：００～１６：００
場 所：バロー文化ホール ２階大会議室

１ 出席者

（１）委員

磯部友彦委員（会長）	林戸達美委員（代理：久保田委員）
安藤秀章委員	中尾 学委員
高橋節子委員	岡田栄成委員
浅野みな子委員	渡辺康之委員
小島悠美委員	岡田英隆委員（代理：伊藤委員）
河村和明委員	
古田保廣委員	
加藤 博康委員（代理：永井委員）	

（２）事務局

都市計画部	部長	知原
都市政策課	課長	日比野
都市政策課	課長代理	原
都市政策課	主任	近藤

２ 令和５年度 第１回多治見市バリアフリー推進協議会

（１）議題

議題１ バリアフリー基本構想の一部見直しについて
議題２ バリアフリー適合証の発行及び更新
議題３ バリアフリー基本構想 整備計画 進捗確認
議題４ 総合的なバリアフリー化の推進 進捗確認

（２）自由討論

３ 議事要旨

（１）議題

議題１ バリアフリー基本構想の一部見直しについて
（都市政策課から議題１について説明）

質問）本庁舎が移転する計画があるが、駐車場のバリアフリー化や駐車場が不足しているのではないかと問題について、バリアフリー用や障がい者用の駐車場確保をどの

ように考えているか。

市都市政策課回答) 担当は総務課であるが、現在、総務課で駅北側の需要調査をしている。駐車場が不足していると判断されれば、何らかの対応がなされると思われる。

意見) 駐車場そのものの整備も重要であるが、利用者への駐車場の使い方の啓蒙、周知も重要であるとする。

質問) 17ページ記載の市役所本庁舎及び21ページの太平公園に多機能トイレの設置とあるが、どのようなものを想定しているか。

市福祉課回答) 多機能トイレは車椅子の方の利用を想定したもので、車椅子の方がトイレ内で転回をしたり、手すりが設けられていたり、オストメイトの方が利用できる設備が整っていたり、洗面台やユニバーサルベットが設置されているなど、様々な設備を整えたトイレを想定している。公共施設においては、施設を整備する際に順次整備を進めている。

意見) 郊外の道路の段差は多く、自転車や歩行者にとって解消されていない箇所が多いように感じるため、郊外エリアの段差の解消についてもバリアフリー基本構想に掲載してほしい。

市道路河川課回答) 市内には非常に多くの道路があるため、まずは重点整備地区から整備を進めていくが、利用状況や地元からの要望等も伺いながら検討したい。

質問) 35ページの大規模商業施設について、小泉町にあるオークワなどのスーパーは入らないのか。

市都市政策課回答) バリアフリー基本構想は多治見駅を中心として半径約1.12kmの地区を重点整備地区に指定しており、この地区に存在する建物などについて対象にしているため、小泉町のオークワなどの地区外のスーパーは入っていない。

質問) 現在、多治見IC交差点を工事しているが、歩行者や自転車が東西を行き来する歩道がないので、優先して整備してほしい。

岐阜県多治見土木事務所回答) まず交差点を大きくする工事を進めている。そのあと歩道橋を整備する計画であるが、工事が長期に渡るため、整備が完了するまでに時間がかかることはご理解いただきたい。

議題2 バリアフリー適合証の発行及び更新

(都市政策課から議題2について説明)

(委員からの質問等の発言無し)

会長) 今回の議題について、承認することとしてよいか。

(委員から異議がある旨の発言無し)

会長) この議題について承認することとする。

議題3 バリアフリー基本構想 整備計画 進捗確認

(都市政策課から議題3について説明)

質問) ゾーン30の効果はいかがか。

多治見警察署回答) 手元に詳細な資料がないが、令和4年以降、ゾーン30内での重大な事故は発生がなかったと記憶している。速度の抑制や歩行者の安全性といった意味では一定の効果があると認識している。

議題4 総合的なバリアフリー化の推進 進捗確認

(福祉課から議題4について説明)

質問) 4ページ 4 情報のバリアフリー 4-10「非課税者のひとり暮らし高齢者で電話がない人に電話機を設置します。」について、今回、実績は0人となっているが、原因を把握しているか。

市福祉課回答) 担当課が高齢福祉課になるので把握していないが、令和4年度は2名に貸与している。

(2) 自由討論

意見) 公共施設のバリアフリー化は進んでいると感じるが、店舗などのバリアフリー化にも期待をしたい。例えば、高齢者や障がい者が喫茶店に行こうと思っても、スロープがないと集まりにくくなると感じる。行政から民間施設に対してバリアフリー化を啓発するような取り組みは可能か。

意見) 障害者差別解消法改正により、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が努力義務から義務化となったが、実際には、皆さんが利用したい喫茶店等の小規模な店舗での取り組みは難しいのが現状ではないか。そういったところへの支援の実施が課題であるとする。

市福祉課) 障害者差別解消法の周知を市の広報で毎月連載の形で実施する予定。

意見) 高齢者や障がい者をはじめ、災害が発生したときには周囲の方の協力が重要である。一方で町内会加入者が減少しており、共助が希薄になっていると感じる。幼いころから地域での助け合いの大切さに触れ、地域の共助の意識を高めることが大切と考える。
市都市政策課) 市では町内会の加入率を上げる取り組みや、防災に関する計画を策定している。地域の方と市で一体となって課題に取り組んでいく。

意見) 高齢者が免許を返納して自転車や徒歩などで行動するときに、道路のちょっとした段差が支障になることが考えられる。道路管理者には道路のメンテナンスをお願いしたい。